

白杵市告示第91号

白杵市人事行政の運営等の状況を公表します。

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び白杵市人事行政の運営等の公表に関する条例(平成21年条例第33号)の規定に基づき、白杵市人事行政の運営等の状況を公表します。

平成25年9月30日 白杵市長 中野 五郎

① 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況 (平成24年4月2日から平成25年4月1日まで)

一般行政職	消防職	土木職	保健師	合計
7人	3人	1人	-----	11人

(2) 退職の状況 (平成24年4月2日から平成25年4月1日まで)

定年	勸奨	その他	合計
6人	3人	9人	18人

(3) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区分	職員数(人)			主な増減理由	
	平成24年度	平成25年度	増減		
一般行政部門	議会	4	4	0	
	総務	85	86	1	統計事務移管によるに伴う増
	税務	21	21	0	
	労働			0	
	農林水産	26	26	0	
	商工	8	8	0	
	土木	35	36	1	用地管理事務体制強化に伴う増
小計	179	181	2		
福祉関係部門	民生	37	36	▲1	
	衛生	29	26	▲3	退職者不補充による減
	小計	66	62	▲4	
特別行政部門	教育	64	58	▲6	退職者不補充による減
	消防	64	65	1	欠員補充による増
	小計	128	123	▲5	
普通会計	計	373	366	▲7	
公営企業部門	水道	9	9	0	
	下水道	11	11	0	
	その他	15	15	0	
	小計	35	35	0	
合計		408	401	▲7	

(4) 人口千人当たりの職員数(普通会計)

(各年4月1日現在、単位:人)

	平成23年	平成24年
白杵市	8.8人	8.8人
類似団体	9.5人	9.5人

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
459人	421人	38人	8.3%

計画期間		数値目標	平成22年4月1日	平成25年4月1日
始期	終期		職員数実績	職員数実績
平成17年4月1日	平成22年4月1日	421人	419人	401人

職員数には市長、副市長は含めず、教育長は含めています。

平成22年4月1日の数値目標を達成することが出来ました。

その後は市長マニフェストに掲げる平成25年1月時点での職員数410人を目標に取り組みできました。

今後は、権限委譲等で増加する業務量も考慮しながら適正な定員管理に努めていきます。

## ② 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況(普通会計決算) 平成23年度

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	42,323人	20,369,478千円	324,236千円	3,457,439千円	16.97%	16.73%

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	377人	1,392,675千円	234,525千円	533,161千円	2,160,361千円	5,730千円	5,808千円

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体(平成23年度172団体)の単純平均したものです。

### (3) ラスパイレス指数の状況(参考値)

区分	白杵市		大分県		類似団体	
	23年	24年	23年	24年	23年	24年
ラスパイレス指数	100.6	100.6	100.7	100.5	96.7	96.8

- (注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 国家公務員の時限的(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合と比較しています。

### (4) 職員の平均年齢及び平均給料月額等の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給料月額 (国ベース)
白杵市	41.5 歳	330,481 円	381,589 円	358,869 円
大分県	43.8 歳	345,040 円	424,727 円	375,299 円
国※1	42.8 歳	329,917 円	----- 円	401,789 円
類似団体	43.0 歳	323,756 円	373,941 円	349,806 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在の一般行政職の職員の基本給平均です。  
 ※1国家公務員欄の値は、時限的(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を合計したものです。また、「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

### (5) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区分	白杵市	大分県	国Ⅰ種※1	国Ⅱ種※1	国Ⅲ種※1
一般行政職	大学卒	178,800円	178,800円	181,200円	172,200円
	高校卒	144,500円	144,500円		140,100円

- (注)1 国家公務員の大学卒は、採用試験の区分によりⅠ種、Ⅱ種に分かれます。  
 ※1国家公務員欄の値は、時限的(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

### (6) 特別職の報酬などの状況(平成25年4月1日現在)

	給料又は報酬月額	期末手当
市長	704,700円	6月期 1.225月分
副市長	631,750円	12月期 1.375月分
教育長	552,900円	計 2.6月分
議長	420,000円	6月期 1.225月分
副議長	365,000円	12月期 1.375月分
議員	340,000円	計 2.6月分

- (注)なお、市長、副市長、教育長の給料はそれぞれ10%、5%、3%の減額措置を実施しています。(平成25年8月1日～平成26年4月30日の間は市長、副市長、教育長の給料はそれぞれ20%、10%、5%の減額措置を実施)

## ③ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の状況

勤務場所	勤務時間帯	休憩時間	1週間あたりの勤務時間
白杵庁舎・野津庁舎	8時30分～17時15分	12時～13時	38時間45分

- 注1) 石仏事務所・図書館・学校給食センター等は特別な形態で勤務するため、上記と異なります。  
 注2) 市民課・人権同和広聴課・税務課・環境課・保険健康課・上下水道課・市民生活課・および福祉課の職員は、8時30分～17時15分と9時15分～18時に勤務時間を割振っています。

④ 職員の分限及び懲戒処分状況(平成24年4月2日～平成25年4月1日まで)

(1) 分限処分の状況(前年からの継続含む)

処分事由	処分内容・人数
心身の故障の場合	休職・3人

(2) 懲戒処分の状況

処分事由	処分内容・人数
法令に違反した場合	なし
職務上の義務に違反した場合	なし

⑤ 職員のサービスの状況

(1) 職務上の義務

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければなりません。

職員には、下記のとおり様々な義務が課されています。

白杵市では、職員のサービス規律確保のため、社会情勢を的確に把握し、その時々に応じた内容での全庁的な通知を定期的に行っています。

区 分	備 考
法令等及び職務命令に従う義務	職員は、職務を遂行するにあたり法令、条例等に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中は職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党結成への関与禁止等政治的行為が制限されています。
争議行為の禁止	職員の争議行為は禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務には従事できません。

(2) 職務専念義務の免除

職務専念義務については、法律又は条令に規定がある場合に免除されることになっています。中学校等のスポーツ大会へ審判員等として参加する場合、消防団員として活動する場合、定期健康診断受診の場合等に職務専念義務を免除しています。

## ⑥職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の状況(平成24年度実績)

### 一般財団法人 大分県市町村職員研修センター 分

基本研修	名称	臼杵市における参加基準		受講者数
		管理職の中から(部長級に昇格した職員)	課長級に昇格した職員	
基本研修	幹部セミナー(1日)	管理職の中から(部長級に昇格した職員)		3
	新任課長級研修(1泊2日)①(人事評価研修)	課長級に昇格した職員		
	新任課長級研修(1泊2日)②(組織マネージメント研修)	課長級に昇格した職員		9
	新任課長補佐級研修①(組織管理とコーチング)(1泊2日)	課長代理級に昇格した職員		7
	新任課長補佐級研修②(課長補佐の職務と発想戦略研修)(1泊2日)	課長代理級に昇格した職員		4
	新任係長研修(2泊3日)①(政策形成・地域づくり)	副主幹に昇格した職員		17
	新任係長研修(2泊3日)②(意識改革とモチベーション)	副主幹に昇格した職員		18
	新採用職員研修(前期)(2泊3日)	新採用職員		9
	新採用職員研修(後期)(3日)	新採用職員		9
	臨時職員研修(県との合同研修)	臨時職員・一般職非常勤職員		8
制自 作主 員堅	キャリアプランニング研修(1泊2日)	主事に昇格し、3年が経過した職員		2
	政策形成・コミュニケーション研修(1泊2日)	主事に昇格し、3年が経過した職員		3
アシ ス テ ン ト	自主・連携カレッジ集中講座①1泊2日②1日③1日 計3回	主査又は主任の職にある職員		4
職 務 研 修	行政 実 務	税務初任者研修(1泊2日)	税務業務に従事する職員	1
		個人住民税研修(1日)	従事する職員	2
		滞納・徴収事務研修(1泊2日)	従事する職員	1
		固定資産税研修(1日)	従事する職員	2
	職 務 研 修	研修担当者研修(1泊2日)	研修を担当する職員	1
		法制執務研修(法令解釈と運用)(2泊3日)	法規担当又は課長代理級職員	2
		財務実務研修(1泊2日)	特になし	2
		情報公開・個人情報保護研修(1泊2日)	※1主任に昇格した職員	8
		地方公共団体における公金徴収(私債権等)事務研修	従事する職員	2
		契約事務研修(契約事務の基礎)(1泊2日)	採用後2年が経過した職員(採用3年目)	9
		契約事務研修(工事請負契約事務)(1泊2日)	工事請負契約を担当する職員	3
		契約事務研修(法務実務)(1泊2日)	希望する職員	2
		自己管理・タイムマネージメント研修(1泊2日)	採用後1年が経過した職員(採用2年目)	7
		事務段取・マニュアル作成研修(1日)	採用後1年が経過した職員(採用2年目)	7
	職 務 研 修	話し能力開発研修(1日)	主事に昇格した職員	12
		住民クレーム対応研修(1泊2日)	主事に昇格し、1年が経過した職員	3
		条例等立案改廃研修(1泊2日)	主事に昇格し、2年が経過した職員	7
		ハードクレーム対応研修(1泊2日)	窓口担当課長代理級職員	3
		研修担当者研修(1日)	研修を担当する職員	1
		能 力 研 修	現場対応型研修(クレーム対応)	
図解表現力向上(2日間)				4
政策立案のためのマーケティング講座(2日間)			主査の職にある期間に1講座を選択し、受講	2
住民との協働講座(2日間)				2
問題発見・解決能力向上講座(2日間)				2
経営企業マインド			2	
能 力 研 修	ファンリテーション講座(2日間)		4	
	リスクマネージメント講座		4	
	ミッションマネージメント	副主幹の職にある期間に1講座を選択し、受講	4	
	女性職員交流セミナー		3	
	指導者養成	特になし	2	
	派遣 研修	OJT実践コース指導者養成(2日間)	特になし	1
派遣 研修	ハラスメント防止研修リーダー養成(2日間)	特になし	1	
派遣 研修	通信講座	採用後2年目	19	

※1 平成21年度から「情報公開・個人情報保護法」は職員としての必須の知識ととらえ、主任昇格1年経過後の研修と位置づけました。

小計 224

### 外部団体研修

新人社員研修講座(商工会議所)		9
人権・同和問題研修担当者研修(大分県)		3
四輪車安全運転講習(臼杵警察署)	新採用職員	9
市町村アカデミー(千葉県)自治体政策		1
市町村アカデミー(千葉県)防災と危機管理		1
自治振興セミナー(福岡県)		3
市町村森林整備計画研修(林野庁森林技術総合研究所)		1
自治体経営セミナー(市町村職員中央研究所)		3
NOMA(日本経営協会)行政管理講座 複式簿記入門講座		2
IAMP地域づくり人育成講座		1

小計 33

### 臼杵市実施分

新採用職員採用前研修(4月1日付け)		11
採用後6ヶ月経過研修		11
トイレ清掃研修(4/24)	新採用・新任課長・新任課長代理	35
基本研修(人権フィールドワーク 5/29)	新採用職員	9
基本研修(文書の作り方 6/11・6/18)	採用3年目まで及び希望者	34
基本研修(予算の読み方・作り方 6/12・6/19)	採用3年目まで及び希望者	49
基本研修(条例規則の読み方・作り方 6/13・6/20)	採用3年目まで及び希望者	44
基本研修(お知らせ、チラシの作り方 6/15・6/25)	採用3年目まで及び希望者	38
持続可能な自治体経営のあり方(総務省大臣官房審議官)	主幹以上職員	82
持続可能な自治体経営のあり方(総務省大臣官房審議官)	自主研修(DVD放映による)	56
褒め方・叱り方研修	管理職	60
協働による地域づくり講演会	全体	94
新消防庁舎視察研修		99
庁内研修(合併の評価について:副市長)3回実施		211
人事評価研修		47
情報セキュリティ・事業継続計画(BPC)	セキュリティ112人・BPC82人	194
人権職場研修	26単位 163回実施 延べ	1782

小計 2,856

合計 3,113

### 派遣研修

総務省研修派遣	1年間	1
---------	-----	---

### 人事交流研修

大分県	2年間	1
大分市	1年間	1

## (2)勤務成績の評定の状況

勤務評定を実施して業務の効率化に努めています。昇給への勤務成績の反映については、今後、国、県及び他の地方公共団体の状況を踏まえながら検討していきます。

## ⑦職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1)健康管理の状況

法令に基づいて、定期健診、婦人科検診等を行い、病気の予防と早期発見に努めています。

項目	対象者	受診者数
定期健診	全職員、非常勤職員、臨時職員	523人
特殊健康診断	給食調理員	1次18人、2次5人
婦人科 乳がん	女性職員	151人
検診 子宮がん	女性職員	135人
PET検診	職員希望者(人数制限あり)	33人

実施者 延べ33名

### (2)健康指導

#### 1. 職員健診結果指導

項目	内容	対象者	実施者
職員健診結果指導	保健師による訪問指導	職員健診受診者のうち下記の条件に当てはまる職員 1. 要精密判定となった者で受診勧奨の必要な者 2. 39歳以下でメタボリックシンドローム又は予備軍に該当する者	70人

#### 2. メンタルヘルス

##### (1)心の健康度チェック

###### ①アンケートによる一次スクリーニング

うつスクリーニング及びストレス耐性度等をアンケートにて自己チェック

###### ②保健師による二次面接

一次スクリーニングの結果、対象となった者に保健師による二次面接を実施。

##### <結果>

アンケート回答者 370人(実施率92.5%)

二次面接該当者 78人

二次面接実施者 71人(実施率91.0%)

二次面接結果

・異常なし 56人 ・要経過観察 11人 ・要治療 2人 ・治療中 2人

##### (2)心の健康相談

臨床心理士による個別相談事業

対象者:新規採用職員、ならし勤務終了後の職員、育児休暇後の職員、希望者  
心の健康チェックの要フォロー者、前年度からの相談事業継続者 等

実施日数:34日間

実施者数:延べ 68名(実 38名)

##### (3)メンタルヘルス研修

対象者:メンタルヘルスの相談役としてなり得る職員

参加者:28名

##### (4)禁煙セミナー

対象者:喫煙者及び、喫煙者の家族である職員

参加者:21名

## ⑧公平委員会の業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成24年度においては、勤務条件に関する措置の要求に係る事案はありません。

### (2) 不利益な処分についての不服申立ての状況

平成24年度においては、不利益な処分についての不服申立てに係る事案はありません。

専門的な用語の説明をします。

定年退職	職員は60歳に達した日以降の最初の3月31日に退職となります。
勲奨退職	満45歳から59歳に達する者で、6月末日までに退職申出書により申し出た職員が対象で、翌年の3月31日に退職となります。
類似団体	指定都市を除く686団体のうち、人口規模、産業構造が類似した団体を類型別に分類したもので、臼杵市は類型区分Ⅰ-1(平成23年度172団体)に分類されています。類似団体(平成23年度172団体)の単純平均と臼杵市の数値を比較するときに使います。
人件費	常勤の職員に対する給料、職員手当及び共済費、各種委員等非常勤の職員に対する報酬、手当及び共済費、退職者に対する年金等をいいます。
普通会計	一般会計、特別会計等の各会計で経理する事業の範囲が各自自治体で異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるように統計上の会計区分をいい、臼杵市の場合一般会計と地域情報化推進事業特別会計がこれにあたります。
一般行政職	国の指定統計である地方公務員給与実態調査等において職種を分類する際に用いられるもので、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、技能労務職・教育職等を除いた職員になります。
企業職	地方公営企業に勤務する職員をいいます。臼杵市では上下水道事業に従事する職員がこれにあたります。
分限処分	職員の勤務成績がよくない場合等の法律又は条例に規定される一定の事由により公務能率の維持向上を目的として行なわれる不利益処分で、免職、降任、休職及び降給があります。
懲戒処分	法令に違反した場合等の法律に規定される一定の事由により公務の規律と秩序を維持することを目的として行なわれる不利益処分で、免職、停職、減給及び戒告があります。
免職	職員の身分を失わせる処分をいいます。
降任	職員を下位の職に任命する処分をいいます。
休職	職員の身分を保有させたまま職員を職務に従事させない処分をいいます。
降給	職員の給料を現に受けている号給から同一の級の下位の号給に格付けを変更する処分をいいます。
停職	職員の身分を保有させたまま職員を職務に従事させない処分をいいます。その間は、給料、手当等は一切支給しません。
減給	一定期間だけ給料の一部の支給を停止する処分をいいます。
戒告	職員がその責任を確認し、その将来を戒める処分をいいます。